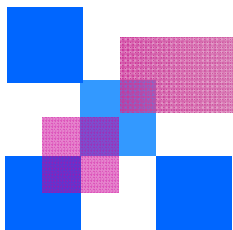


2026年2月20日（金）

川と水辺を愛する人の交流の場づくり



滋賀県 土木交通部 流域政策局

内容



1. しがの流域治水
2. 住民会議からの提言
3. 淡海の川づくりフォーラム
4. これまでの成果
5. 第17回開催後にいただいた意見
と今後の方向性

1. しがの流域治水

■ 滋賀県の地形特性



◆ 山に囲まれ、滋賀県面積の96%が琵琶湖流域。

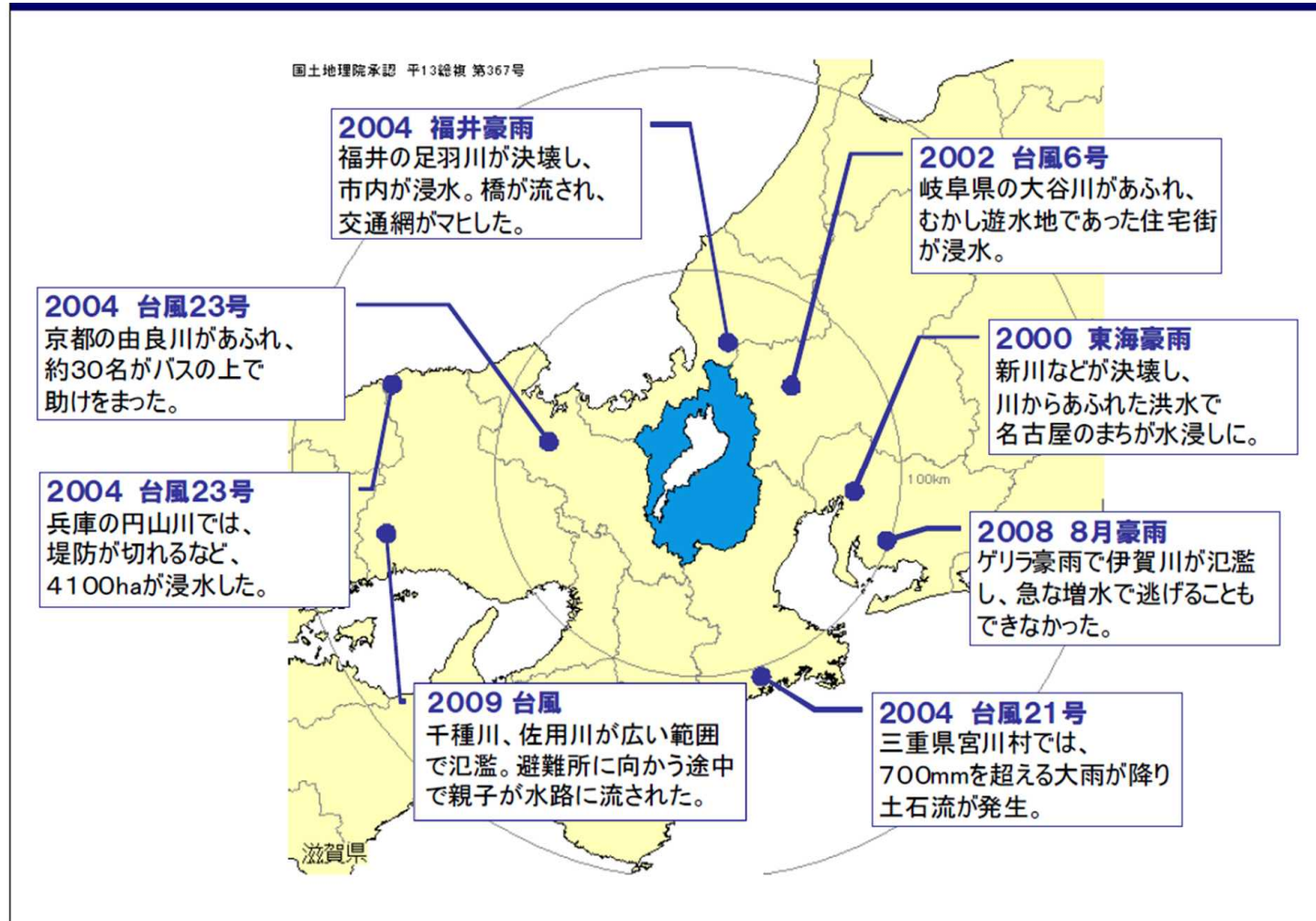
◆ 琵琶湖の面積は滋賀県の1/6
森林の面積は滋賀県の1/2

◆ 琵琶湖に直接流入する一級河川は117本あるが、出口は瀬田川1本のみ。

◆ 人口140万人、面積4,017 km²

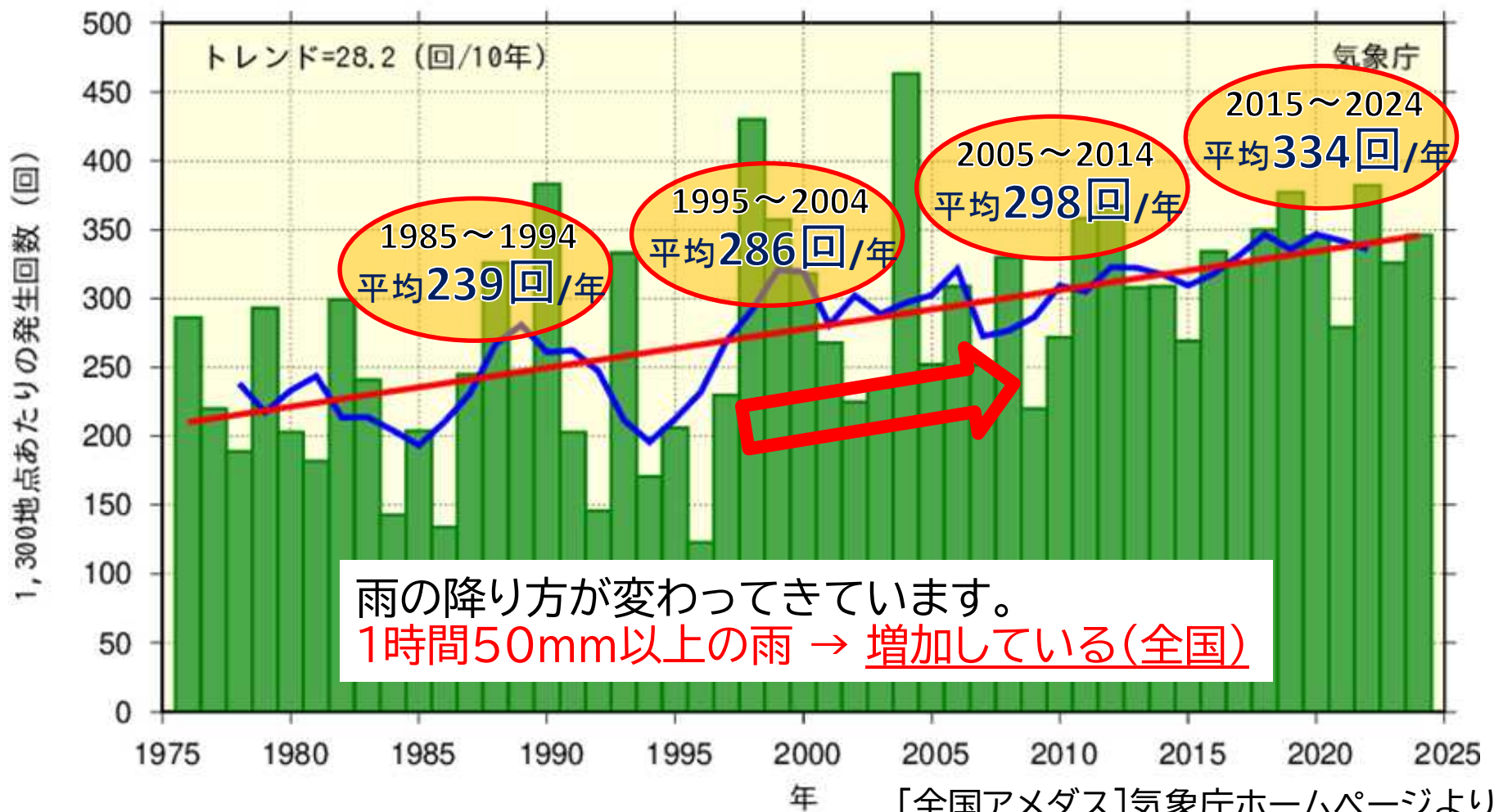
1. しがの流域治水

■ 滋賀県周辺における大水害の発生状況(2000年以降)



1. しがの流域治水

■ 1時間降水量50mm以上の年間発生回数

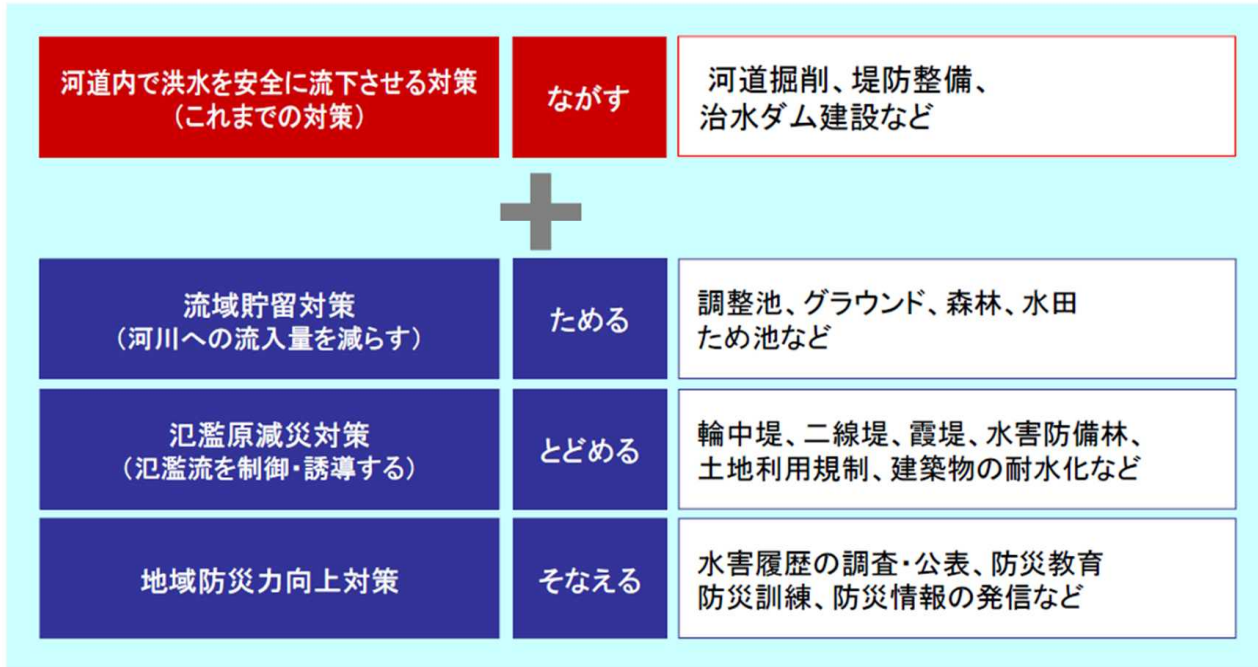


1. しがの流域治水



■「しがの流域治水」の概要

目標	① どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける(最優先) ② 床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける
手段	川の中の対策(堤外地対策)だけではなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策(堤内地での対策)を総合的に実施する。



1. しがの流域治水

■滋賀県流域治水の推進に関する条例の制定までの経緯

平成18年(2006年)	流域治水政策室 設置
平成18年(2006年)	<u>水政対策本部琵琶湖流域治水推進部会 庁内組織</u>
平成19～23年(2007～2011年)	<u>流域治水検討委員会(行政(市町部会))</u>
平成20～21年(2008～2009年)	<u>流域治水検討委員会(住民会議) 提言(平成20年12月)</u>
平成21～22年(2009～2010年)	<u>流域治水検討委員会(学識者部会) 提言(平成22年5月)</u>
平成24年(2012年)	県議会で『 <u>滋賀県流域治水基本方針</u> 』を議決、策定
平成24～25年(2012～2013年)	「地先の安全度マップ」公表 ※ <u>内水外水の氾濫を一体でシミュレーションした浸水リスクをマップ化</u>
平成26年(2014年)3月	『 <u>滋賀県流域治水の推進に関する条例</u> 』議決・公布

2. 住民会議からの提言

水害から命を守る地域づくり 滋賀県民宣言



滋賀県流域治水検討委員会（住民会議）

- ◆「流域治水基本方針」の策定に向け、県民意見を広く反映するため、県民が主体となって議論を行う住民会議を設置
- ◆住民会議は全8回開催し、次の項目について議論
 - (ア)流域治水対策を推進するための「自助・共助における県民の役割」と「県民が公助に期待する事柄」について
 - (イ)流域治水の県民への普及と協働で取り組む方策について

2. 住民会議からの提言

時代の移り変わりとともに人々が河川を利用する機会は激減し、近寄りがたい河川へと変貌してきました。かくして、人々は洪水は河川の中のみを流れるものだと確信するようになりました。

はじめに

我々が住む滋賀県では、大小約120本の一級河川が琵琶湖へと流れ込んでいます。しかし、滋賀県の周辺の山々から流れ出る川は総体として距離が非常に短く急流であり天井川となっている川も多く見受けられます。このような地形的特徴の中で滋賀の歴史は川からの恩恵を受けながらも水害との戦いでありました。「どうすれば水害から命を守る」事ができるか、水害に対応するための知恵や文化がそれぞれの地域で生まれ今日まで存在してきました。しかし時代の移り変わりと共に人々が河川を利用する機会は激減し、近寄りがたい河川へと変貌してきました。かくして、人々は洪水は河川の中のみを流れるものだと確信するようになりました。しかし、最近では集中豪雨などによって全国的に水害が多発し、近代治水の技術をもってしても河川は氾濫するという認識をせざるを得なくなってきたのです。そこで私たち住民がどのようにして災害に備えるべきか、基本的な方向性を示すため流域治水検討委員会住民会議が開催されました。私たちは流域治水を実現するために重要な自助、共助、公助について8回の議論を行いました。この結果「皆で伝え合うわかりやすい情報」「誰もが役割を果たす」「地域は地域で守る」「社会と連携する」の4つの柱が地域の防災力を高めるために必要になると考え、「水害から命を守る地域づくり」を目標として定めました。私たち住民は「水害は必ず起こる」という認識を持ち、この目標の実現に取り組むことを決意いたしました。

県においては、河川改修等をはじめとした治水施設整備を引き続き努力して進めて頂くことは勿論ですが、この提言の趣旨を十分に活かして各種施策の推進に尽力されるよう提言します。

滋賀県流域治水検討委員会(住民会議) 座長 大橋正光



4 提言の内容

『水害から命を守る地域づくり』～滋賀県民宣言～

提言の背景と目的

滋賀県には、日本一大きな湖である琵琶湖があり、約120本の一級河川が琵琶湖に注いでいます。これらの河川は、昔も今も、日々の生活や農業に使う水として、私たち県民の生活に寄り添って流れ続けています。滋賀県では、川の水を分け合って使うための地域での決まりごとや、農業の中から生まれた水に感謝する行事など、地域の水を大事に使う文化が今でも息づいています。昭和40年代には住民による琵琶湖の水質浄化のためのせっけん運動が巻き起こるなど、私たち滋賀県民は、大切な琵琶湖を預かる者として、高い環境意識を持つと言われていました。

現在、滋賀県の人口増加率は全国4番目で高い水準が保たれています(統計局HPより、人口増減率0.52%、平成19年10月1日現在推計人口)。昔からの文化や組織を受け継ぐ生活圏がある一方で、新興住宅地の拡大など、新しい生活圏が広がり県土を変化させています。昔ながらの文化・知恵が残されながらも新しい生活が混ざり合っている、これが、「今の滋賀」の特徴と言えるかもしれません。特に、人口流入の多い都市域などでは、自分が住んでいる地域が実際に水害にあった経験があることや水害の危険が高いことを知らずに住む人々もたくさんおられることが指摘されています。また、農山村地域などを中心に過疎化が進み、地域内の助け合いだけでは水防活動や避難が困難になってきていることも指摘されています。

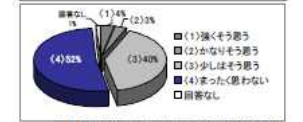
また滋賀県では、昭和20～40年代までに、伊勢湾台風をはじめ大きな水害をうけてきましたが、近年では、多くの人が失われるような大規模な被害は生じておらず、そのことがかえって人々の水害に対する危機感や関心を薄くしてきているようです(図-1、2)。また、気候変動の影響のためか、集中豪雨が頻発化してきています。洪水規模の増大やその頻度の増加も懸念されています。その一方で、行政が行う河川整備には限界があって、すべての洪水を川の中に閉じ込められないということは、既に私たちの共通の理解となっています。すなわち、「水害は将来必ず起こるという覚悟」を持つことが県民一人一人に求められているのです。水害が起きるという前提に立てば、そのときの被害を最小限にとどめる対策こそが重要となります。最も避けたい被害は人の命が失われることです。そこで、私たちは、「覚悟を持って水害から命を守る」ことを目指すことにいたしました。この目的を達成するためには、河川改修のように川の中に水を閉じこめる治水だけでは十分でなく、自助や共助による地域の備えや、流域全体を視野にいれたさまざまな対策が総合的に実施されなければなりません。すなわち、従来の「治水」の枠を超えた「水害から命を守る地域づくり」を推し進めて行くことこそが重要であるという結論に至りました。そして、この目標の実現に取り組む決意の表れとして、「水害から命を守る地域づくり～滋賀県民宣言～」と呼ぶことにいたしました。



図-1 滋賀県の水害史

県政モニターアンケートの結果

問:あなたは、今の住んでいる場所で今後10年以内に洪水による被害を受けると思いますか?



注:調査モニターアンケート(2022)調査対象: 回答者数: 247人

図-2 洪水の可能性についての意識

図-2 洪水の可能性についての意識

「覚悟を持って水害から命を守る」ことを目指すことにいたしました。この目的を達成するためには、河川改修のように川の中に水を閉じ込める治水だけでは十分ではなく、自助や共助による地域の備えや、流域全体を視野にいれたさまざまな対策が総合的に実施されなければなりません。すなわち、従来の「治水」の枠を超えた「水害から命を守る地域づくり」を推し進めて行くことこそが重要であるという結論に至りました。



2. 住民会議からの提言

3 住民会議からの提言

水害から命を守る地域づくり

水害は必ず起こるという覚悟をもって

その① 安全な避難ができる地域づくり

その② 防災組織が元氣な地域づくり

その③ 先人の知恵と新しい情報を共有できる地域づくり

を目指します。

知恵を広める
(皆で伝え合う
わかりやすい情報)

人をつくる
(誰もが役割を果たす)

組織をつくる
(地域は地域で守る)

仲間をつくる
(社会と連携する)

(目指す姿)

「水害は必ず起こる」との覚悟をもって普段からの備えや水防活動・避難行動ができるように、全ての人の人々が、地域の水害に関するさまざまな情報を確実に共有する。

地域は、水害への備えに役立つ地域の情報・知恵(水害体験者の経験、地域の水害履歴、自主避難ルールなど)を一人でも多くの住民が共有できるように工夫する。

知恵は、みんなで集めて情報を共有し、必要の備えを共にして作り、親子での見守り活動だけでなく、避難先として活用もできる。
知恵は、ハザードマップを住民からの手で作り、壁に貼付を行ったり、共有する。
知恵は、川を歩いて知り、川防活動や避難訓練を日頃から実施し、防災に役立つ情報を共有する。

全ての人が川防活動や避難訓練を共有できるような、様々な機会を通じてこれらの活動を実施する。
子どもたち、親たちの若い世代に知識を伝える工夫をする。

行政は、水害への備えに役立つ情報を地域や個人に向けて積極的に公表する。また、公表した情報を、一人でも多くの住民が活用できるように工夫する。

行政は、流域の安全確保(避難訓練、浸水実験、河川の整備状況・予震を知らせる)を実施し、水害の被害を減らす。

行政は、地域の水害への備えに役立つ情報を積極的に発信し、水害の被害を減らす。
行政は、地域の水害への備えに役立つ情報を積極的に発信し、水害の被害を減らす。

行政は、水防活動や避難に関する情報を、住民が実施を持ち切った場を促し、分りやすいように工夫する。加えて、地域は、自ら判断で避難できるような独自の工夫をする。

行政は、避難訓練の効果を高めるために、事前の準備や事後のフォローアップを行う。
行政は、避難訓練の効果的な実施のために、事前の準備や事後のフォローアップを行う。
行政は、避難訓練の効果的な実施のために、事前の準備や事後のフォローアップを行う。

(目指す姿)

地域を構成する全ての人が自ら備え、自ら判断し、自ら行動する。地域には、熱く燃える自主防災活動のリーダーと担い手がおり、お互いに助け合う。

水害は必ず起こるという覚悟を持ち、普段から水害に備える人をつくる。

行政は、自治体が行っている防災活動(水防活動、避難訓練)などを利用して、地域の備えを強化し、水害への備えを促す。
また、避難訓練など、多様な機会を通じて、防災訓練を実施する。

行政は、住民一人ひとりが、防災活動や避難訓練に参加する機会を創出し、地域全体の防災意識を高め、水害への備えを促す。
また、避難訓練など、多様な機会を通じて、防災訓練を実施する。

行政は、水害に備える人をつくる。地域は、水害に備える人をつくる。地域は、水害に備える人をつくる。

行政は、水害に備える人をつくる。地域は、水害に備える人をつくる。地域は、水害に備える人をつくる。

行政は、水害に備える人をつくる。地域は、水害に備える人をつくる。地域は、水害に備える人をつくる。

行政は、水害に備える人をつくる。地域は、水害に備える人をつくる。地域は、水害に備える人をつくる。

行政は、水害に備える人をつくる。地域は、水害に備える人をつくる。地域は、水害に備える人をつくる。

(目指す姿)

信頼関係が結ばれた近所、自主防災を担う活発な組織、自主防災のルールを持ち、地域がどのような水害にあっても、自分たちが地域を守れるよう取り組みを進める。

災害時に助け合える、信頼関係が結ばれた近所をつくる。

行政は、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。
また、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。

行政は、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。
また、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。

行政は、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。
また、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。

行政は、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。
また、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。

行政は、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。
また、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。

行政は、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。
また、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。

行政は、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。
また、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。

(目指す姿)

地域外や異なる目的を持つ団体と協力体制をつくる。

行政は、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。
また、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。

行政は、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。
また、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。

行政は、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。
また、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。

行政は、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。
また、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。

行政は、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。
また、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。

行政は、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。
また、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。

行政は、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。
また、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。

行政は、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。
また、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。

行政は、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。
また、近所づきあいを促進し、近所づきあいを促す。

同じ目的をもつ団体とのネットワークをつくる。

行政はこれらの地域の活動に対して、交流の場づくりなどを通じて、より活発な活動を促す。

公助に求める事柄

川の安全確保を高めるだけでなく、流域全体の視点からあらゆる対策を講じて、私たちの住む地域の安全度を高めること。そして、河川改修のレベルを超える洪水が起こった場合にも人命が失われるほどの大きな被害がないような河川管理・氾濫源管理を行うこと。
治水の安全を決める場合には住民とともに議論をするなど、住民と行政が一体となって、自主防災づくりが進められる体制を整えること。
治水の安全を決める場合には住民とともに議論をするなど、住民と行政が一体となって、自主防災づくりが進められる体制を整えること。

2. 住民会議からの提言

◆ 滋賀県流域治水基本方針(平成24年3月策定)

4 水害に「そなえる」対策

(3) 各地域間・各種団体間相互の協力体制の構築やネットワーク化(仲間をつくる)

滋賀県は市町と協働して、各組織間で応援協定が結ばれるなど、組織同士の連携が図れるよう働きかけるとともに、各組織が交流できる場を提供します。

◆ 滋賀県流域治水の推進に関する条例 (平成26年3月策定)

(県民相互の連携等)

第34条 県民は、相互に連携し、または流域治水に資する活動を行う団体を組織する等の方法により、協働による流域治水の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 県は、前項の規定による取組への県民の積極的な参加を促進するとともに、県民または流域治水に資する活動を行う団体に対して、情報の提供、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

3. 淡海の川づくりフォーラム

◆淡海の川づくりフォーラムとは

川や水辺にまつわる活動を実践されている皆さんとともに、“川やびわ湖、水辺と共生する暮らし”、“川やびわ湖、水辺と私たちのいい関係”について議論を深める公開選考方式のワークショップ

◆目的

議論と交流を通じて、お互いの活動の「**よいとこ探し**」をして、**誉めあい、元気になる**こと。受賞団体を決めること(順位付け)はあくまでも手段

◆主催

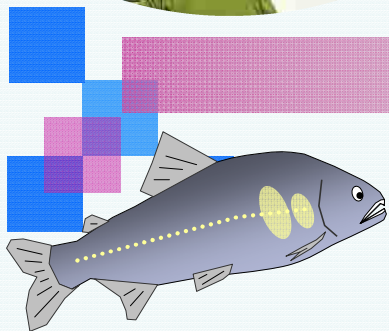
淡海の川づくりフォーラム実行委員会 / 滋賀県
(構成: **住民会議の委員** 事務局: 滋賀県流域政策局)



第17回(令和7年度)グランプリ団体 活動写真
～北川を遊べる川にする有志の会～

3. 淡海の川づくりリフォーラム

◆フォーラムの1日の流れ



3. 淡海の川づくりフォーラム

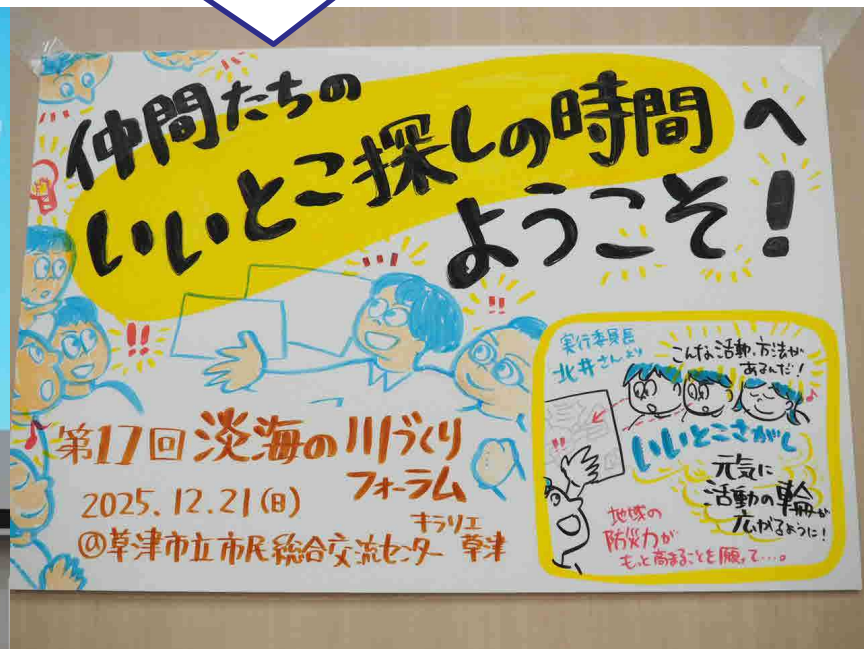
■ 淡海の川づくりフォーラムの流れ

(第17回(令和7年12月21日開催)の様子)

◆ 開会

淡海の川づくりフォーラム実行委員会
の北井委員長による開会挨拶

フォーラムで一番大事にしたいことを
入り口に掲示してみんなを確認



3. 淡海の川づくりフォーラム

◆全体発表(15団体)



すべての参加団体が3分で日頃の取組や成果を発表

3. 淡海の川づくりフォーラム

◆テーブル選考(3テーブル)



全体発表の3分では話しきれなかったことや活動にかける想いを語り、選考員や聴講者、参加団体、みんな
で議論を深めます

テーブルから
全体選考に
推薦する
2団体を発表

テーブルコーディネーター

3. 淡海の川づくりリフォーラム

◆復活選考(ポスターセッション16団体)



応援したい団体にメッセージを送ります



ポスターの前で活動をPR



選考員の投票による復活選考も同時開催中



復活選考の結果、3団体を全体討論へ推薦

3. 淡海の川づくりリフォーラム

活動への想いを語る



◆全体討論

会場からの質問に回答

選考員+総合コーディネーター



よいところ探し 誉めあい



選考員

推薦された9団体がもう一度3分間発表し、選考員と参加者全員参加の公開討論会で、グランプリと準グランプリを決定

3. 淡海の川づくりリフォーラム

当日の議論を見える化する
グラフィックファシリテーション



全体討論を
見える化

3. 淡海の川づくりリフォーラム

参加団体の活動
を見える化



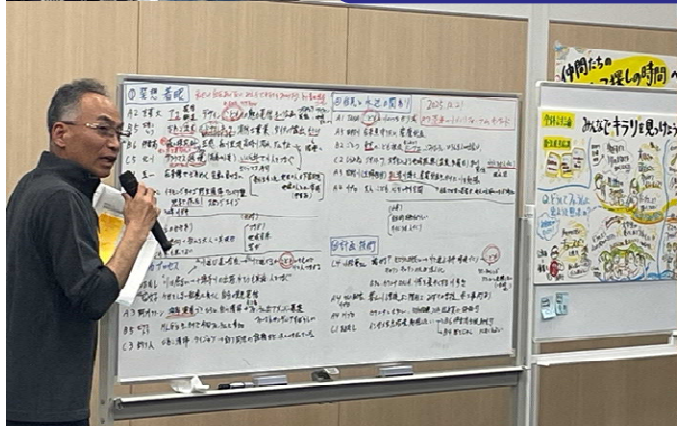
3. 淡海の川づくりリフォーラム

◆まとめ・振り返り

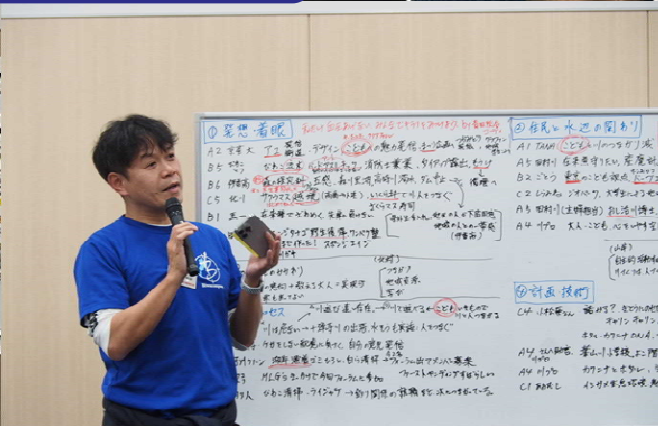
当日の議論をグラフィックとホワイトボードでまとめたファシリテーターと、実行委員会の瀧委員長代理より議論のまとめを発表



グラフィックファシリテーター
あるがさん&永阪さん



ホワイトボードファシリテーターの辻さん



実行委員会の瀧委員長代理

3. 淡海の川づくりフォーラム



◆表彰式



東副知事



辻流域政策局長

山本琵琶湖保全再生課長

北井委員長

4. これまでの成果

平成21年から16回(第2~17回)開催し、延べ252団体が参加

※複数回出場は考慮せずカウント



フォーラム開催の成果は定量的な評価が難しいため、開催によって生じたできごとを紹介します。

ちなみにこの写真は、フォーラム終了後に、初出場の県内団体が、ベテランの県外団体から固有種であるイシガメを守る方法を聴いている様子です。

4. これまでの成果

◆フォーラム開催によって生じたできごと

- 活動のための情報収集と新たな出会いを求め参加している団体がある
(今年はクラウドファンディングの呼びかけも)
- 活動の仲間を増やすために参加している団体がある
(出場していた団体の活動に共感して、事務局の県職員が活動に参加した例あり)
- 全体討論において、困りごとへの助言を求め、詳しい人から助言をもらっている団体がある(ポスターセッションでもいろんな出会いがあったはず)
- フォーラムでの出会いをきっかけに、団体同士の交流がはじまっている(多数あり)
- 発表者が年々若くなっている団体がある(活動の継続性を感じます)
- 他府県団体の参加が増えてきており、県内の団体だけでなく近隣府県団体にとってもよい交流の場になっている(第17回は16団体中5団体が県外)
- 初参加の団体から「勇気をもらえました」と感想をもらった
- 他府県から7回連続参加している団体の子供たちが、「スタッフや会場の方々から人のやさしさを感じる」と言い「来年も来たい!!」と言ってくれているそうです

5. 第17回開催後にいただいた意見と今後の方向性

◆意見1:選考会方式での開催

順位付けに対する否定的な意見

⇒グランプリを決めるプロセスそのものが、参加者の討論内容の理解をより促進すると考えているので、フォーラム継続のために順位付けは続ける方針です。

⇒ただ、これまでは全体討論に進んだ団体にのみ賞名を授与していましたが、第18回からはすべての参加団体に賞名を授与する予定です。

賞名例)すご腕プロデューサーがはばたくで賞など

5. 第17回開催後にいただいた意見と今後の方向性

◆意見2: 県外団体の取り扱い

県外からの参加団体の取り扱いを検討すべきとの意見

⇒ 県外団体との出会いや情報共有によって、**県内外の市民活動の活性化に寄与**しており、滋賀県が掲げる基本構想の政策展開の考え方とも整合がとれていることから、今後も県外からの参加を区別しない方針です。

[滋賀県基本構想から抜粋]

- **多様な主体との対話・共感・協働を図り**、県の政策への県民の参画を促進する。
- **近隣府県などとの連携により**、広域的課題に適切に対応する。

5. 第17回開催後にいただいた意見と今後の方向性

◆意見3:ベテラン参加団体の評価

複数回参加している団体の活動が評価されにくいとの意見
(第17回は受賞団体がすべて初出場だった)

- ⇒これまでの参加団体に敬意を表し、参加回数に応じた賞の贈呈はしない方針です。
- ⇒第17回では継続性ではないことに注目が集まる議論となりましたが、**継続性に注目が集まる議論**が展開される場合は、受賞につながることもあると考えています。

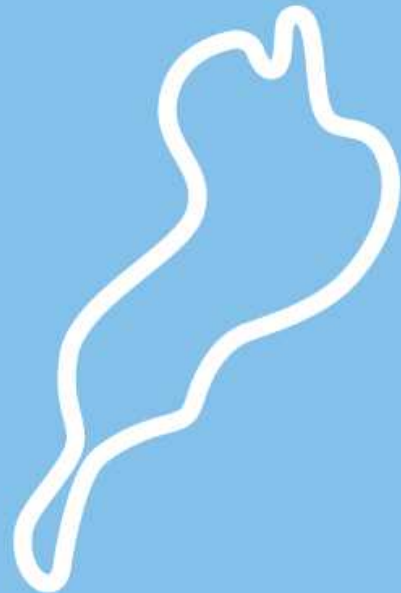
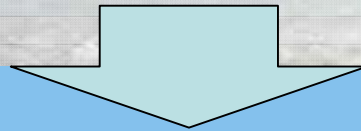
<淡海の川づくりフォーラム>

よいところ探し

誉めあい、元気になる



地域の活動がより活発な活動に



滋賀県基本構想

変わる滋賀
続く幸せ

-Evolving SHIGA-



2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です